

平成 24 年 2 月 1 日  
日本貸金業協会

## 協会員に対する処分について

日本貸金業協会（会長：飯島巖）は、平成 24 年 1 月 24 日開催の自主規制会議において、下記のとおり協会員の処分を行うことを決定しました。

### 記

1 対象会員：コスモブレイン株式会社

登録番号：東京都知事(2)第 30384 号

協会員番号：第 003215 号

2 処分の種類：会員権の停止 6 カ月

3 処分の効力発生日：平成 24 年 2 月 1 日

4 処分の根拠規定：定款第 21 条第 1 項第 2 号

5 処分の理由

加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を第三者に提供した（貸金業法第 41 条の 38 第 1 項違反）

(問い合わせ先)  
日本貸金業協会  
コンプライアンス部規律審査室  
TEL 03-5739-3034

## 会員権の停止又は制限について

平成20年9月24日

日本貸金業協会

1. 会員権の停止又は制限の措置を講じた場合は、会員名簿に掲載しつつ、会員権停止中の表示をする。
2. 会員権停止の措置を講じた場合の効果は、原則として次のとおりである。
  - (1) 権利義務に関する基本的な考え方
    - ① 役員及び代議員の選挙権、被選挙権が停止され、また、当該会員の役員（総会代議員たる地位も含む）である協会役員の職務も停止される等、共益権が停止される。ただし、総会代議員たる地位については、これに代わる代議員が選任されることを条件とする。
    - ② 会員における法令並びに協会定款及び自主規制規則等の遵守の確保のために必要又は有益なサービスを除き、協会が提供するサービスを受けられなくなる等、自益権の一部が停止される。
    - ③ 停止期間中も、定款、自主規制規則その他の協会業務規程を遵守する義務を負う。
    - ④ 会費納付義務その他の協会員としての義務は停止されない。
  - (2) 具体的な運用と留意点
    - ① 停止期間中は、広告又は勧誘のための書面等で「日本貸金業協会マーク」及び「協会員番号」（以下「協会員番号等」という。）の表示を行ってはならない。但し、以下の点に留意すること。
      - 停止期間開始後に掲載される新聞広告、雑誌広告及び配布されるチラシ、ポスター並びに其他媒体による広告（交通広告・看板等）勧誘文書においては協会員番号等を表示することは禁止される。ただし、停止期間前に既に掲載され又は配布、掲示された協会員番号等の入った広告物その他の媒体を回収する義務はない。
      - 停止期間開始後に放送されまたは送信されるテレビ、ラジオ、有線放送、文字放送その他の放送広告、送信される自らが出稿したウェブサイト上の広告（自社の開設したウェブサイトであるか否かを問わない）及びメールによる広告または勧誘においては協会員番号等を表示してはならない。ただし、いわゆるアフィリエイトサイトの場合その他協会員自身が出稿していない広告等についてはこの限りでない。
    - ② 停止期間中、協会は当該協会員 of 広告に対して「日本貸金業協会審査承認番

号」を付与しない。ただし、協会員はその広告について協会の審査を受ける義務は免れない。

- ③ 借入申込書等業務用書式については、協会の処分において別段の決定がなされない限り、協会員番号等を継続して表示することができる。また、借りすぎ注意等の啓発文言の表示義務は免れない。
- ④ 停止期間中、会員証明書は原則として発行しない。協会が特に必要と認め会員証明書を発行する場合には、協会員資格の停止期間を明示した会員証明書を発行する。
- ⑤ 登録申請書、変更届出書及び廃業等の届出書等の提出について、法第 41 条の 8 の規定に基づき、協会員について、協会がその受理について財務局に協力することとされている場合には、停止期間中であっても協会経由で行うことができる。
- ⑥ 研修テキスト、申請書書式等は「非会員価格」扱いとする。